

中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議設置要項

令和8年5月20日

指導推進担当部長決定

（設置）

第1 東京都に次の事項を目的とし、「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

都内公立中学校における部活動の現状と課題を踏まえ、子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるとともに、教員の部活動指導や運営に関する負担軽減を図る「東京モデル」推進のため、「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」の円滑な実施について検討する。

（所掌事項）

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」の成果指標について
- (2) 子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるとともに、教員の部活動指導や運営に関する負担軽減を図るための、今後の具体的な方策等
- (3) その他必要な事項

（構成）

第3 有識者会議は、委員により構成する。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 事務局長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、有識者、学校教育、行政関係者及び保護者、その他必要な者から事務局長が委嘱する。

（意見聴取）

第4 有識者会議は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（設置期間）

第5 有識者会議の設置期間は、毎年度、最初の委員会の実施日から当該年度3月31日までとする。

（事務局）

第7 有識者会議の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

（その他）

第8 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年5月20日から施行する。